改正後

（検査等の結果の報告）

第三十一条　卸売市場法施行令（昭和四十六年政令第二百二十一号。以下「令」という。）第三条第三項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一～四　（略）

（権限の委任）

第三十二条　法第六条第二項、第七条、第八条第二項並びに第十二条第一項及び第二項並びに令第三条第三項の規定による農林水産大臣の権限（法第十二条第二項の規定による立入検査の権限を除く。）は、地方農政局長に委任する。ただし、法第十二条第二項の規定による報告又は資料の提出を求める権限については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

別記様式第２号（第７条第１項及び第21条第１項関係）

第２　経理の状況

１　貸借対照表

年　月　日現在

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	千円	（負債の部）	千円
Ⅰ　流動資産	××××	Ⅳ　流動負債	××××
（１）～（16）　（略）		（１）～（17）　（略）	
（削る。）		（削る。）	
（　）　（略）		(18)　（略）	
Ⅱ・Ⅲ　（略）		Ⅴ～Ⅷ　（略）	
		純資産合計	
資産合計	××××	負債及び純資産合計	××××

注　記　（略）

（記載上の注意）　（略）

２　（略）

改正前

（検査等の結果の報告）

第三十一条　卸売市場法施行令（昭和四十六年政令第二百二十一号。以下「令」という。）第三条第三項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一～四　（略）

（権限の委任）

第三十二条　法第六条第二項、第七条、第八条第二項並びに第十二条第一項及び第二項並びに令第三条第三項の規定による農林水産大臣の権限（法第十二条第二項の規定による立入検査の権限を除く。）は、地方農政局長に委任する。ただし、法第十二条第二項の規定による報告又は資料の提出を求める権限については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

別記様式第２号（第７条第１項及び第21条第１項関係）

第２　経理の状況

１　貸借対照表

年　月　日現在

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	千円	（負債の部）	千円
Ⅰ　流動資産	××××	Ⅳ　流動負債	××××
（１）～（16）　（略）		（１）～（17）　（略）	
(17) 繰延税金資産		(18) 繰延税金負債	
（　）・・・・・・		(19) 賞与引当金	
Ⅱ・Ⅲ　（略）		Ⅴ～Ⅷ　（略）	
		純資産合計	
資産合計	××××	負債及び純資産合計	××××

注　記　（略）

（記載上の注意）　（略）

２　（略）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この省令による改正後の卸売市場法施行規則別記様式第二号は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る事業報告書について適用し、同日前に開始した事業年度に係る事業報告書については、なお従前の例による。